

達示第33号
平成19年6月1日

福岡拘置所長 池田英仁

福岡拘置所死刑確定者処遇規程の制定について

標記について、別紙のとおり定め、即日施行する。

なお、平成8年5月11日付け達示第40号「福岡拘置所死刑確定者処遇規程」については廃止する。

別紙

福岡拘置所死刑確定者処遇規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、死刑確定者（以下「死確者」という。）の身柄の確保と心情の安定を図り、もって、処遇の適正を期することを目的とする。

(根拠)

第2条 死確者の処遇については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）及び施行規則その他死確者に関する訓令・通達によるほか、この規程に定めるところによる。

(運用)

第3条 この規程は、死刑判決の確定通知書が送達され、当該本人に確定を言渡した日の翌日から適用する。

(確定の言渡し等)

第4条 死刑判決確定の言渡しは、所長の指定する職員が行う。

第2章 一般処遇

(転室)

第5条 死確者の居室は、少なくとも4月毎に1回は転室を行わなければならない。

(留意事項)

第6条 逃走、自殺、自傷又は暴行等の事故を防止し、身柄の確保を期すため、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 動静視察は綿密かつ頻繁に行い、心情把握及び事故防止に努めること。
- (2) 居室の搜検は毎月の計画に基づいて実施するとともに、居室の出入りに際しては、綿密な衣体検査を実施すること。
- (3) 運動、入浴、面会、教誨及び行事等通常認められている事項以外の事で居室外に連行する場合には、首席矯正処遇官（処遇担当）又はその代理者の許可を得ること。
- (4) 居室の開扉及び居室外への連行に当たっては、必ず2人以上の職員で行うこと。
- (5) 夜間、休日における診察、取調べ等のため居室外へ連行する場合には、監督当直者が指示した3人以上の職員で行うこと。ただし、急速を要し、事前に監督当直者の指示を得るいとまのないときは、3人以上の職員が立会の上、適切な措置を執ること。

(集団処遇)

- 第 7 条 死確者が心情の安定を得るために有益と認められる場合においては、他の被収容者との同席、相互の接触のある状況での集団処遇を実施する。
- 2 前項に規定する集団処遇の適否については刑務官会議に付議して審査しなければならない。
- (自己契約作業)
- 第 8 条 死確者には、自己契約作業に就くことを奨励する。
- 2 作業の種類については、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれのないものに限る。
- 3 作業により得た報酬は領置金に組み込み、使用を許可する。
- (奉仕活動)
- 第 9 条 死確者には、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれのない範囲において、点訳その他の奉仕活動を許可する。
- (運動)
- 第 10 条 運動は単独で実施するものとし、閉庁日を除き、できる限り個別運動場において、毎日 1 時間以内で実施するものとする。
- (入浴)
- 第 11 条 入浴は、指定した日に単独入浴場において実施するものとする。
- (理髪)
- 第 12 条 理髪はおおむね 1 月毎に 1 回実施するものとする。
- 2 髮型は、衛生及び規律維持上支障のないものに限り、本人の希望するものとする。
- (教誨)
- 第 13 条 教誨は、個人教誨とし、死確者が希望する宗派について行う。
- 2 教誨は、あらかじめ定められた日時に教誨室で行い、立会職員を付さなければならない。
- 3 教誨は、教誨師会に所属している教誨師又は所長において適當と認めた者が行うものとする。
- (篤志面接委員による面接指導)
- 第 14 条 篤志面接委員による面接指導は、当所担任の委員が個別に実施する。
- 2 篤志面接委員による面接指導は、指定の場所で行い、立会職員を付さなければならない。
- (宗教用具)
- 第 15 条 仏像(絵像)、十字架、念珠、ロザリオ等、信仰上必要と認められる宗教用具については、死確者の願い出により、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれのないものに限り、その使用を許可する。

(図書、新聞紙等の閲読)

第 16 条 死確者には、備え付けの通常紙を閲読させる。

(外部交通許可基準)

第 17 条 死確者の外部交通許可基準は、次のとおりとする。

(1) 面会について、次の者が認められる。

ア 法律第 120 条第 1 項に該当する者

イ 本人が希望する者において、事前に許可した者

(2) 信書の発受について、次の信書が認められる。

ア 法律第 139 条第 1 項に該当する信書

イ 本人が希望する者において、事前に許可した者との信書の発受であり、
刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがないと認められる信書

2 前項(1)のイ及び(2)のイにより許可した相手方は、外部交信者名簿
(別紙 1)に記録するものとする。

(面会)

第 18 条 面会は、原則として 1 日 1 回とし、同時に面会できる相手方は 3 名までとする。

2 外部交信者名簿に記録された者以外の者が面会を願い出た場合には、首席矯正処遇官(処遇担当)又はその代理者が法第 120 条に該当する者か否かを判断するものとする。

3 面会の立会は、原則として当該死確者の処遇に当たる主任矯正処遇官又は処遇担当の職員が行い、面会の内容及び動静等を接見表及び動静観察簿に記録し、関係職員に伝達するものとする。

4 再審決定後の弁護人面会、自己が受けた処遇に関する弁護士の面会等において、法第 121 条に基づき立会を付すか否かの判断は、首席矯正処遇官(処遇担当)又はその代理者が行う。

(信書の発受)

第 19 条 信書の発信申請通数は、休日を除き 1 日 1 通とし、1 通の発信枚数は便せん 7 枚以内とする。

(テレビ鑑賞)

第 20 条 心身の健康増進のため、適当なものを選定して居室においてテレビ鑑賞を行わせる。

(誕生会)

第 21 条 死確者の誕生日については、当該誕生月下旬に、居室において誕生会を行わせる。

(申告書等)

第 22 条 統括矯正処遇官（指導担当）（不在時は首席矯正処遇官（企画担当））は、死刑判決が確定した後、当該死確者の心情を配慮しつつ早い時期に、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 遺体又は遺骨の処置、遺留金品の処理及び教誨に関する事項を記載した申告書（別紙2）を作成させること。

なお、申告内容に変更が生じた場合には、願せんをもって変更させることなく、申告書を書き改めさせ、再提出させるものとする。

- (2) 前項の申告書において、当該死確者から刑執行後の献体の願い出があった場合には、献体願（別紙3）を提出させること。

なお、献体については刑執行によらない死亡の場合も含まれる事を教示し意志を確認すること。

- (3) 当該死確者に外部交信者名簿の提出について指導するとともに、願い出のあった外部交通の相手方について調査を行うこと。

- (4) 前各項については、てん末を視察表に記録するとともに、献体願及び外部交信者名簿を適正に保管すること。

別紙1

外部交信者名簿

第 番 氏名

別紙2

平成 年 月 日

福岡拘置所長殿

福岡拘置所在所

第 番 氏名

指印

申告書

死刑の執行に際しては、下記のとおりお取り計らい願いたく、本書をもって申告します。

なお、申告内容に変更が生じた場合には、本書を書き改めて再提出します。

記

1 遺体について

(1) 遺体を下記の者にお渡しください。

第一希望者 住所
続柄 氏名

第二希望者 住所
続柄 氏名

(2) 火葬の上、遺骨を下記の者にお渡しください。

第一希望者 住所
続柄 氏名

第二希望者 住所
続柄 氏名

(3) 学術研究のため、大学病院に献体します。

(4) 一切を貴所にお任せします。

2 領置金及び自己契約作業の報酬残額について

(1) 下記の者にお渡しください。

第一希望者 住所
続柄 氏名

第二希望者 住所
続柄 氏名

(2) 一切を貴所にお任せいたします。

3 領置物について

(1) 下記の者にお渡しください。

第一希望者 住所
続柄 氏名

第二希望者 住所
続柄 氏名

(2) 全部廃棄してください。

(3) 一切を貴所にお任せいたします。

4 執行前の教誨について

(1) 次の教誨師の方にお願いします。

第一希望者 氏名

第二希望者 氏名

(2) 教誨師の立会は不要です。

(3) 貴所にお任せいたします。

5 執行前又は執行後のこととで特に希望する事項

別紙 3

献 体 願

万一、私が死亡した場合には、遺体を医学研究のため大学病院へ献体いたしたく存じます。

つきましては、その際にはよろしくお取り計らい願います。

平成 年 月 日

番号第 番

氏名 指印

福岡拘置所長 殿